

水質環境の現況について（令和 4 年度）

1 公共用水域の水質の現況

水質測定計画に基づく令和 4 年度の公共用水域（河川、湖沼及び海域）の測定結果によると、カドミウムや水銀など人の健康に関する項目（健康項目）については、河川、湖沼及び海域の全ての地点で環境基準を達成していた。

生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）については、有機汚濁の代表的な指標である BOD 又は COD と水生生物の保全に係る環境基準（水生生物保全環境基準）は、河川、湖沼及び海域の全ての水域で環境基準を達成していたが、令和 4 年度から測定を開始した衛生微生物指標である大腸菌数は、河川の一部の測定地点で環境基準を達成していなかった。

表 1 測定地点

区分	測定地点数			
河川	27 河川	51 水域	63 地点	(一級 5 河川、二級 22 河川:環境基準点 56 地点、補助測定点 7 地点)
湖沼	3 湖沼	3 水域	6 地点	(有峰湖、黒部湖、桂湖:環境基準点 3 地点、補助測定点 3 地点)
海域	2 海域	7 水域	28 地点	(富山湾、富山新港:環境基準点 25 地点、補助測定点 3 地点)
合計		61 水域	97 地点	(環境基準点 84 地点、補助測定点 13 地点)

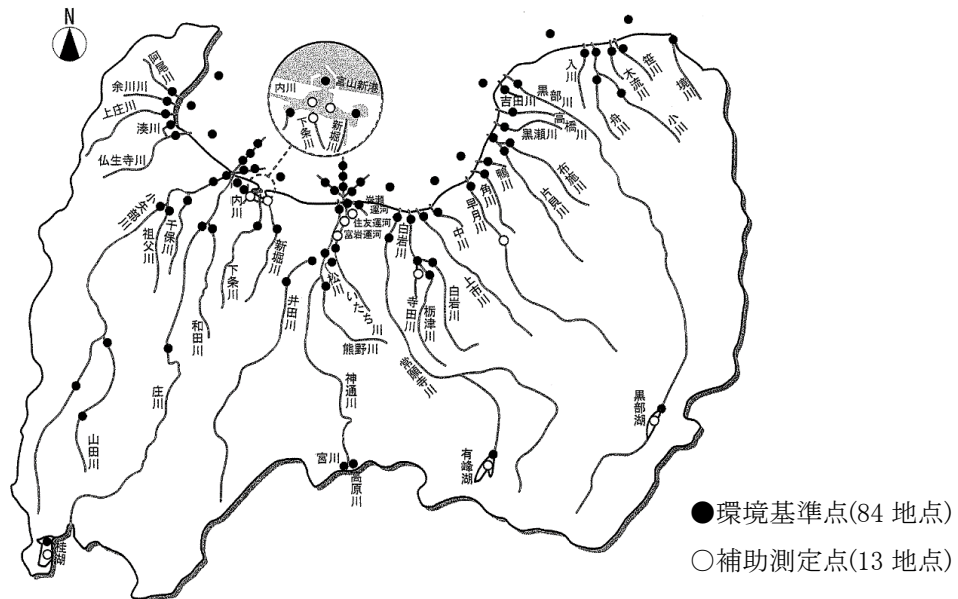


図 1 測定地点

表 2 河川、湖沼、海域における環境基準達成率の推移（単位：%）

区分	昭和 51 年度	平成 30 年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
河川	81	100	100	100	100	100
湖沼	—	100	100	100	100	100
海域	85	100	100	100	100	100
全体	83	100	100	100	100	100

注 1 有機汚濁の代表的な水質指標である BOD(河川)、COD(湖沼及び海域)による。

2 環境基準達成率は、環境基準点数に対する環境基準適合地点数の割合である。

(1) 河川の水質（BOD、大腸菌数、全亜鉛等）

令和4年度において、BOD及び水生生物保全環境基準項目（全亜鉛、ノニルフェノール等）は全ての水域で環境基準を達成したが、大腸菌数は一部の地点で未達成であった（表3、4）。また、河川末端における近年のBODの推移を見ると、ほとんどの河川で環境基準のAA～A類型に相当する清浄な水質を維持している（表5）。

表3 河川の主要測定地点（環境基準点）における水質測定結果（令和4年度）

河川等	測定地点	水域類型	pH	DO (mg/L)	SS (mg/L)	BOD (mg/L)		大腸菌数 (CFU/100mL)		
							適否		適否	
阿尾川	阿尾橋	A	7.6	9.8	14	0.9	○	630	×	
余川	川間島橋	A	7.7	9.5	10	0.9	○	2,700	×	
上庄川	北の橋	B	7.6	9.1	9	0.7	○	650	○	
仏生寺川	八幡橋	C	7.5	8.8	12	1.0	○	-	-	
小矢部川	湊川の橋	C	7.6	8.5	9	1.7	○	-	-	
	河口	C	7.3	8.9	5	1.1	○	-	-	
	城光寺橋	B	7.4	9.2	5	0.9	○	420	○	
	国条橋	A	7.4	9.8	6	1.0	○	300	○	
	太美橋	AA	7.4	11	3	0.8	○	510	×	
	千保川	地子木橋	C	7.8	11	3	0.9	○	-	-
	祖父川	新祖父川橋	A	7.7	11	7	0.7	○	260	○
山田川	福野橋	A	7.7	10	4	0.9	○	250	○	
	二ヶ淵えん堤	AA	7.6	10	3	0.6	○	130	×	
庄川	大門大橋	A	7.6	10	2	0.5	○	14	○	
	雄神橋	AA	7.6	10	3	0.5未満	○	18	○	
和田川	末端	A	7.5	10	5	0.9	○	570	×	
	山王橋	C	7.9	8.5	5	0.8	○	-	-	
内川	西橋	C	7.5	9.0	5	1.0	○	-	-	
	稲積橋	A	7.4	8.9	8	1.0	○	200	○	
新堀川	白石橋	B	7.3	8.6	5	1.3	○	300	○	
神通川	萩浦橋	B	7.6	10	2	1.0	○	120	○	
	神通大橋	A	7.7	10	2	0.7	○	130	○	
	宮川	新国境橋	A	7.6	11	3	0.5	○	200	○
	高原川	新猪谷橋	A	7.7	11	1	0.5未満	○	61	○
	いたち川	四ツ屋橋	B	7.7	10	2	0.7	○	520	○
	松川	桜橋	A	7.7	11	4	0.7	○	960	×
	井田川	高田橋	B	7.6	10	4	1.1	○	160	○
		落合橋	A	7.7	11	3	0.7	○	160	○
	熊野川	八幡橋	A	7.6	10	2	0.9	○	120	○
	富岩運河	萩浦小橋	D	7.6	9.1	5	0.8	○	-	-
岩瀬橋		D	7.6	8.3	4	1.0	○	-	-	
常願寺川	今川橋	A	7.5	10	2	0.6	○	72	○	
	常願寺橋	AA	7.5	10	1	0.5	○	20	○	
白岩川	東西橋	A	7.3	9.9	3	0.6	○	90	○	
	泉正橋	A	7.3	10	3	1.1	○	260	○	
	栃津川	流観橋	C	7.5	10	2	1.8	○	-	-
	寺田橋	A	7.7	11	2	0.8	○	440	×	
上市川	魚躬橋	A	7.4	10	2	1.2	○	4,000	×	
中川	落合橋	B	7.4	10	2	1.0	○	450	○	
早月川	早月橋	AA	7.8	11	1	0.5	○	28	○	
角川	角川橋	A	7.6	10	3	1.0	○	650	×	
鴨川	港橋	B	7.6	10	3	0.9	○	4,100	×	
片貝川	末端	A	8.0	9.6	5	1.5	○	40	○	
	落合橋	AA	8.0	10	2	0.8	○	280	×	
布施川	落合橋	A	7.9	10	1	1.1	○	74	○	
黒瀬川	石田橋	A	7.5	10	4	2.0	○	480	×	
高橋川	立野橋	B	7.2	10	3	2.8	○	590	○	
吉田川	吉田橋	B	7.4	10	3	2.0	○	360	○	
黒部川	下黒部橋	AA	7.6	11	4	0.7	○	36	○	
入川	末端	A	7.7	11	5	1.4	○	88	○	
小川	赤川橋	A	7.7	11	2	1.2	○	250	○	
	上朝日橋	AA	7.6	11	1	0.5	○	49	○	
舟川	舟川橋	A	7.5	11	4	1.3	○	550	×	
木流川	末端	A	7.5	10	5	1.6	○	610	×	
笹川	笹川橋	AA	7.7	10	2	1.0	○	210	×	
境川	境橋	AA	7.7	10	1	0.5未満	○	31	○	

注1 pH、DO、SSの値は年平均値、BODの値は75%水質値、大腸菌数の値は90%水質値である。
 2 BODの環境基準の達成状況（適否の欄）については、類型指定した各水域において、①環境基準点が1つある場合は75%水質値が環境基準に適合しているもの、②環境基準点が複数ある場合は全ての環境基準点において75%水質値が環境基準に適合しているものを達成（○印）とした。
 3 大腸菌数の環境基準の達成状況（適否の欄）については、各環境基準点において90%水質値が環境基準に適合しているものを達成（○印）、適合していないものを未達成（×印）とした。
 4 「水域類型」のAA、A、B、C、Dは、「水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）」に示された「河川」の類型を示す。
 5 BODの基準値はAA：1mg/L以下、A：2mg/L以下、B：3mg/L以下、C：5mg/L以下、D：8mg/L以下である。大腸菌数の基準値は、AA：100CFU/100mL以下、A：300CFU/100mL以下、B：1,000CFU/100mL以下である。

表4 河川の主要地点における水生生物保全環境基準項目の測定結果（令和4年度）

河川等	調査地点	水域類型	全亜鉛		ノニルフェノール		直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)				
			(mg/L)	適否	(mg/L)	適否	(mg/L)	適否			
阿尾川	阿尾橋	生物B	0.007	○	0.00006未満	○	0.0006未満	○			
余川	間島橋	生物B	0.008	○	0.00006未満	○	0.0006未満	○			
上庄川	北の橋	生物B	0.007	○	0.00006未満	○	0.0006未満	○			
仏生寺川	八幡橋	生物B	0.007	○	0.00006未満	○	0.0006未満	○			
	湊川	中の橋	生物B		0.013		0.00006未満		0.0006未満		
小矢部川	城光寺橋	生物B	0.008	○	0.00006未満	○	0.0006未満	○			
	太美橋	生物A	0.001	○	0.00006未満	○	0.0006未満	○			
	千保川	地子木橋	生物B	0.007	○	0.00006未満	○	0.0023	○		
	祖父川	新祖父川橋	生物B	0.004	○	0.00006未満	○	0.0006未満	○		
	山田川	福野橋	生物B	0.001	○	0.00006未満	○	0.0006未満	○		
		二ヶ渕えん堤	生物A	0.001	○	0.00006未満	○	0.0006未満	○		
庄川	大門大橋	生物B	0.002	○	0.00006未満	○	0.0006未満	○			
	雄神橋	生物A	0.002	○	0.00006未満	○	0.0006未満	○			
和田川	末端	生物B	0.002	○	0.00006未満	○	0.0006未満	○			
内川	山王橋	生物B	0.010	○	0.00006未満	○	0.0006未満	○			
	西橋	生物B	0.008		0.00006未満		0.0007				
下条川	稲積橋	生物B	0.008	○	0.00006未満	○	0.0006未満	○			
神通川	白石橋	生物B	0.007	○	0.00006未満	○	0.0006未満	○			
	菖浦橋	生物B	0.004	○	0.00006未満	○	0.0006未満	○			
	神通大橋	生物A	0.005	○	0.00006未満	○	0.0006未満	○			
	宮川	新国境橋	生物A		0.005		0.00006未満		0.0012		
	高原川	新猪谷橋	生物A		0.014		0.00006未満		0.0007		
	いたち川	四ツ屋橋	生物A		0.010		0.00006未満		0.0010		
	松川	桜橋	生物B		0.010		0.00006未満		0.0012		
	井田川	高田橋	生物B		0.005		0.00006未満		0.0006未満		
	熊野川	落合橋	生物A		0.003		0.00006未満		0.0006未満		
		八幡橋	生物A		0.004		0.00006未満		0.0006未満		
富岩運河	菖浦小橋		0.009				0.00006未満			0.0012	
	岩瀬運河	岩瀬橋	0.014				0.00006未満			0.0007	
常願寺川	今川橋	生物B	0.002	○	0.00006未満	○	0.0006未満	○			
	常願寺橋	生物A	0.002	○	0.00006未満	○	0.0006未満	○			
白岩川	東西橋	生物B	0.007	○	0.00006未満	○	0.0008	○			
	泉正橋	生物A	0.002	○	0.00006未満	○	0.0006未満	○			
	栢津川	流観橋	生物B	0.003	○	0.00006未満	○	0.0011	○		
片貝川	寺田橋	生物A	0.001	○	0.00006未満	○	0.0006未満	○			
	布施川	落合橋	生物A	0.002	○	0.00006未満	○	0.0006	○		
黒瀬川	石田橋	生物A	0.004	○	0.00006未満	○	0.0010	○			
高橋川	立野橋	生物A	0.006	○	0.00006未満	○	0.0012	○			
吉田川	吉田橋	生物A	0.006	○	0.00006未満	○	0.0012	○			
黒部川	下黒部橋	生物A	0.003	○	0.00006未満	○	0.0006未満	○			
入川	末端	生物A	0.001	○	0.00006未満	○	0.0006未満	○			
小舟川	赤川橋	生物A	0.001	○	0.00006未満	○	0.0006未満	○			
	舟川橋	生物A	0.001	○	0.00006未満	○	0.0006未満	○			
木流川	末端	生物A	0.002	○	0.00006未満	○	0.0010	○			
笹川	笹川橋	生物A	0.004	○	0.00006未満	○	0.0006未満	○			
境川	境橋	生物A	0.001	○	0.00006未満	○	0.0006未満	○			

注1 値は年平均値である。

- 環境基準の達成状況（適否の欄）については、類型指定した各水域において、①環境基準点が1つある場合は年平均値が環境基準に適合しているもの、②環境基準点が複数ある場合は全ての環境基準点において年平均値が環境基準に適合しているものを達成（○印）とした。
- 「水域類型」の生物A、Bは、「水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）」に示された「河川」の類型を示す。
- 全亜鉛の基準値は生物Aと生物B：0.03mg/L以下、ノニルフェノールの基準値は生物A：0.001mg/L以下、生物B：0.002mg/L以下、LASの基準値は生物A：0.03mg/L以下、生物B：0.005mg/L以下である。

表5 河川末端における水質（BOD）の推移

(単位：mg/L)

河川	水域類型	基準値		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
主要河川	小矢部川	C	5	1.5	1.2	0.9	1.2	1.1	
	神通川	B	3	2.1	1.6	0.7	1.2	1.0	
	庄川	A	2	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5	0.5	
	常願寺川	A	2	0.6	0.5未満	0.6	0.5	0.6	
	黒部川	AA	1	0.5未満	0.5	0.5未満	0.6	0.7	
中小河川	都市河川	上庄川	B	3	1.0	1.2	1.2	2.0	0.7
		仏生寺川(湊川)	C	5	2.2	1.9	2.6	2.5	1.7
		内川	C	5	1.2	0.8	0.8	0.7	1.0
		下条川	A	2	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
		中川	B	3	0.7	0.8	0.7	0.9	1.0
		角川	A	2	0.8	0.8	0.8	0.6	1.0
		鴨川	B	3	0.6	0.8	0.5	0.6	0.9
		黒瀬川	A	2	1.1	0.9	0.8	1.0	2.0
		高橋川	B	3	1.1	1.6	1.6	1.9	2.8
	木流川	A	2	0.6	0.6	0.8	0.9	1.6	
	その他の河川	阿尾川	A	2	1.2	1.0	1.4	1.7	0.9
		余川	A	2	1.2	1.3	1.1	1.7	0.9
		新堀川	B	3	1.2	1.4	1.1	0.9	1.3
		白岩川	A	2	0.9	1.0	0.8	0.9	0.6
上市川		A	2	0.7	0.7	0.5	0.6	1.2	
早月川		AA	1	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5	
片貝川(布施川)		A	2	0.5未満	0.9	0.7	0.9	1.1	
吉田川		B	3	1.0	1.0	0.8	1.3	2.0	
入川		A	2	0.5未満	0.6	0.7	0.9	1.4	
小川	A	2	0.5未満	0.5	0.5	0.8	1.2		
笹川	AA	1	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.6	1.0		
境川	AA	1	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満		

注1 値は75%水質値である。

注2 「水域類型」のAA、A、B及びCは、「水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）」に示された「河川」の類型を示す。

(2) 湖沼の水質（COD、全りん、大腸菌数）

令和4年度において、全ての湖沼でCOD、全りん及び大腸菌数は環境基準を達成した（表6）。また、近年のCODの推移を見ると、全ての湖沼で継続して環境基準（A類型）を達成しており、清浄な水質を維持している（表7）。

表6 湖沼の環境基準点における水質測定結果（令和4年度）

湖沼名	調査地点	水域 類型	pH	DO (mg/L)	SS (mg/L)	COD		全りん		大腸菌数	
						(mg/L)	適否	(mg/L)	適否	(CFU/100mL)	適否
桂湖 (境川ダム貯水池)	えん堤付近	AⅡ	7.2	8.1	3	1.3	○	0.003	○	1未満	○
有峰湖 (有峰ダム貯水池)	えん堤付近	AⅡ	7.2	9.4	1	2.1	○	0.005	○	2	○
黒部湖 (黒部ダム貯水池)	えん堤付近	AⅡ	7.1	9.3	2	1.6	○	0.005	○	64	○

注1 pH、DO、SS、全りんの値は年平均値、CODの値は75%水質値、大腸菌数の値は90%水質値である。

2 環境基準の達成状況（適否の欄）は、CODについては75%水質値が、全りんについては年平均値が、大腸菌数については90%水質値が環境基準に適合しているものを達成（○印）とした。

3 「水域類型」のA及びⅡは、「水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）」に示された「湖沼」の類型を示す。

4 CODの基準値はA：3mg/L以下、全りんの基準値はⅡ：0.01mg/L以下、大腸菌数の基準値はA：300CFU/100mL以下である。

表7 湖沼における水質（COD）の推移

（単位：mg/L）

湖沼	水域類型		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
	A	基準値					
桂湖 (境川ダム貯水池)	A	3	1.0	1.5	1.2	1.0	1.3
有峰湖 (有峰ダム貯水池)	A	3	1.8	1.7	1.9	2.0	2.1
黒部湖 (黒部ダム貯水池)	A	3	2.0	1.8	2.2	2.4	1.6

注1 値は75%水質値である。

2 「水域類型」のAは、「水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）」に示された「湖沼」の類型を示す。

(3) 海域の水質（COD、大腸菌数）

令和4年度において、全ての海域でCOD及び大腸菌数は環境基準を達成した（表8）。また、近年のCODの推移を見ると、全ての海域で継続して環境基準を達成しており、小矢部川の河口近傍と富山新港海域以外では環境基準のA類型に相当する水質を維持している（表9）。

表8 海域の環境基準点における水質測定結果（令和4年度）

海 域	測 定 地 点	水域類型	p H	DO (mg/L)	COD (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)			
						適否	適否		
富 山 湾	小 矢 部 川 河 口 海 域	小 矢 部 2	B	8.3	8.1	2.0	○	-	-
		小 矢 部 3	B	8.3	8.3	2.3	○	-	-
		小 矢 部 5	A	8.3	8.2	1.9	○	29	○
		小 矢 部 6	A	8.3	8.3	1.9	○	58	○
	神 通 川 河 口 海 域	神 通 1	B	8.2	8.2	1.9	○	-	-
		神 通 2	B	8.3	8.4	1.9	○	-	-
		神 通 3	B	8.2	8.2	1.8	○	-	-
		神 通 4	A	8.2	8.1	1.8	○	2	○
		神 通 5	A	8.2	8.3	1.8	○	24	○
		神 通 6	A	8.2	8.2	1.8	○	10	○
そ の 他 の 富 山 湾 海 域	小 矢 部 7	A	8.3	8.2	1.9	○	16	○	
	神 通 7	A	8.3	8.3	2.0	○	11	○	
	そ の 他 1	A	8.2	7.8	1.6	○	13	○	
	そ の 他 2	A	8.2	7.9	1.6	○	1	○	
	そ の 他 3	A	8.2	8.2	1.8	○	2	○	
	そ の 他 4	A	8.2	8.4	2.0	○	12	○	
	そ の 他 5	A	8.2	8.5	1.6	○	7	○	
	そ の 他 6	A	8.3	8.5	1.7	○	9	○	
	そ の 他 7	A	8.3	8.3	2.0	○	1未満	○	
	そ の 他 8	A	8.3	8.3	1.5	○	2	○	
そ の 他 9	A	8.3	8.0	1.4	○	1未満	○		
そ の 他 10	A	8.3	8.1	1.3	○	1未満	○		
富 山 新 港 海 域	新 港 1	B	8.4	8.1	2.5	○	-	-	
	第 1 貯 木 場	姫 野 橋	C	8.2	8.0	3.5	○	-	-
	中 野 整 理 場	中 央	C	8.3	8.6	4.4	○	-	-

- 注1 pH、DOの値は年平均値、CODの値は75%水質値、大腸菌数の値は90%水質値である。
- 2 CODの環境基準の達成状況（適否の欄）は、類型指定した各水域において、全ての環境基準点で75%水質値が環境基準に適合しているものを達成（○印）とした。
- 3 大腸菌数の環境基準の達成状況（適否の欄）については、各環境基準点において90%水質値が環境基準に適合しているものを達成（○印）とした。
- 4 「水域類型」のA、B及びCは、「水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）」に示された「海域」の類型を示す。
- 5 CODの基準値はA：2mg/L以下、B：3mg/L以下、C：8mg/L以下である。大腸菌数の基準値は小矢部川河口海域及び神通川河口海域の水域類型がAの測定地点：300CFU/100mL以下、その他の富山湾海域の水域類型がAの測定地点：20CFU/100mL以下である。

表9 海域における水質（COD）の推移

(単位：mg/L)

海 域	水域類型		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
		基準値					
その他の富山湾海域 (下記を除く富山県の地先海域)		A 2	1.3	1.5	1.5	1.6	1.7
小矢部川 河口海域	河口から1,200m の範囲内	B 3	2.0	1.9	1.9	2.2	2.2
	河口から2,200m の範囲内(上記を 除く。)	A 2	1.5	1.9	2.0	1.7	1.9
神通川 河口海域	河口から1,800m の範囲内	B 3	1.5	1.7	1.8	1.7	1.9
	河口から2,400m の範囲内(上記を 除く。)	A 2	1.6	1.9	1.7	1.8	1.8
富山新港 海 域	第1貯木場及び 中野整理場	C 8	3.5	3.3	3.5	3.9	4.0
	富山新港港内 (上記を除く。)	B 3	2.2	2.3	2.4	2.3	2.5

注1 値は、各調査地点の75%水質値を海域ごとに平均した値である。

注2 「水域類型」のA、B及びCは、「水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）」に示された「海域」の類型を示す。

(4) 河川及び海域の要監視項目

公共用水域における要監視項目の実態を把握するため、河川52地点及び海域1地点で調査を実施した。

調査した14項目のうち、ニッケル、モリブデン、全マンガン及びウランの4項目が検出されたが、環境省の指針値を超過したものはなかった。

表10 河川及び海域における要監視項目調査結果（令和4年度）

調 査 項 目	測 定 地点数 (河川/海域)	検 出 地点数 (河川/海域)	測定結果 (mg/L)	指 針 値 超過地点数	指針値 (mg/L)	定量下限値 (mg/L)
クロロホルム	52/0	0/0	ND	0	0.06	0.0006
トランス-1,2-ジクロロエチレン	52/0	0/0	ND	0	0.04	0.004
1,2-ジクロロプロパン	52/0	0/0	ND	0	0.06	0.006
p-ジクロロベンゼン	52/0	0/0	ND	0	0.2	0.02
フェニトロチオン	52/0	0/0	ND	0	0.003	0.0003
イソプロチオラン	52/0	0/0	ND	0	0.04	0.004
フェノブカルブ	52/0	0/0	ND	0	0.03	0.003
トルエン	52/0	0/0	ND	0	0.6	0.06
キシレン	52/0	0/0	ND	0	0.4	0.04
ニッケル	52/0	14/0	ND~0.009	-	-	0.001
モリブデン	52/0	2/0	ND~0.048	0	0.07	0.007
アンチモン	52/0	0/0	ND	0	0.02	0.002
全マンガン	52/1	18/1	ND~0.13	0	0.2	0.02
ウラン	52/0	9/0	ND~0.0015	0	0.002	0.0002

注 NDとは、定量下限値未満をいう。

2 地下水の水質の現況

(1) 概況調査

平野部の 76 地点で調査を実施した結果、砒素（3 地点）、セレン（1 地点）、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（69 地点）、ふっ素（25 地点）、ほう素（1 地点）の 5 項目が検出され、うち 1 地点で砒素が自然的原因（地質由来）により環境基準を超過した。

表 11 概況調査結果（令和 4 年度）

調査項目	調査地点数	検出地点	測定結果 (mg/L)	環境基準 超過地点数	環境基準値 (mg/L)	定量下限値 (mg/L)
カドミウム	76	0	ND	0	0.003	0.0003
全シアン	76	0	ND	0	検出されないこと	0.1
鉛	76	0	ND	0	0.01	0.005
六価クロム	76	0	ND	0	0.02	0.01
砒素	76	3	ND～0.017	1	0.01	0.005
総水銀	76	0	ND	0	0.0005	0.0005
アルキル水銀	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005
ジクロロメタン	76	0	ND	0	0.02	0.002
四塩化炭素	76	0	ND	0	0.002	0.0002
クロロエチレン	76	0	ND	0	0.002	0.0002
1,2-ジクロロエタン	76	0	ND	0	0.004	0.0004
1,1-ジクロロエチレン	76	0	ND	0	0.1	0.01
1,2-ジクロロエチレン	76	0	ND	0	0.04	0.004
1,1,1-トリクロロエタン	76	0	ND	0	1	0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	76	0	ND	0	0.006	0.0006
トリクロロエチレン	76	0	ND	0	0.01	0.001
テトラクロロエチレン	76	0	ND	0	0.01	0.0005
1,3-ジクロロプロペン	76	0	ND	0	0.002	0.0002
チウラム	76	0	ND	0	0.006	0.0006
シマジン	76	0	ND	0	0.003	0.0003
チオベンカルブ	76	0	ND	0	0.02	0.002
ベンゼン	76	0	ND	0	0.01	0.001
セレン	76	1	ND～0.002	0	0.01	0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	76	69	ND～5.3	0	10	0.1
ふっ素	76	25	ND～0.60	0	0.8	0.08
ほう素	76	1	ND～0.3	0	1	0.1
1,4-ジオキサン	76	0	ND	0	0.05	0.005

注1 NDとは、定量下限値未満をいう。

2 アルキル水銀は、総水銀が検出された場合のみ測定する。

3 砒素の環境基準を超過した調査地点については、平成 10 年度から砒素が継続的に検出（0.008～0.020mg/L）されており、その周辺の住民に対して飲用指導が行われている。

(2) 継続監視調査

過去の調査で人為的原因による汚染と推定した地域で、汚染の動向等を確認するための調査を実施した結果、テトラクロロエチレンによる汚染のあった小矢部市植生の1地点で環境基準値を超過したものの、いずれの地域においても測定値に大きな変化は見られず、汚染範囲の拡大は認められなかった。

表 12 継続監視調査結果（令和4年度）

調査項目	調査地域	調査地点数	検出地点数	測定結果 (mg/L)	環境基準超過地点数	環境基準値 (mg/L)	定量下限値 (mg/L)
トリクロロエチレン	小矢部市植生	3	2	ND~0.010	0	0.01	0.001
テトラクロロエチレン	小矢部市植生	3	2	ND~0.011	1	0.01	0.0005
	南砺市本町	3	2	ND~0.0028	0		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	氷見市諏訪野	3	3	1.1~4.0	0	10	0.1

注1 NDとは、定量下限値未満をいう。

2 測定結果は、調査地点ごとの年平均値である。

3 汚染原因 南砺市本町：クリーニング工場 その他の調査地域：不明

表 13 継続監視調査結果の推移

(単位:mg/L)

調査項目	調査地域	調査地点数	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
トリクロロエチレン [0.01]	小矢部市植生	3	ND~ 0.001	ND~ 0.042	ND~ 0.035	ND~ 0.004	ND~ 0.010
テトラクロロエチレン [0.01]	小矢部市植生	3	ND~ 0.0006	ND~ 0.045	ND~ 0.038	ND~ 0.0037	ND~ 0.011
	南砺市本町	3	ND~ 0.0089	ND~ 0.0091	ND~ 0.0089	ND~ 0.0042	ND~ 0.0028
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 [10]	氷見市諏訪野	3	0.7~6.4	1.3~6.2	1.3~7.5	1.7~6.6	1.1~4.0

注1 調査項目の[]内は、環境基準値を示している。

2 NDとは、定量下限値（トリクロロエチレン 0.001mg/L、テトラクロロエチレン 0.0005mg/L、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 0.1mg/L）未満をいう。

3 測定結果は、調査地点ごとの年平均値である。